

公文書の件名、開示しない部分、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

対象公文書	不開示部分	根拠	不開示理由
千代田区三番町計画 都建設局事前問合せ 議事録	担当者の名字	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	問合せ内容の議事内容及び工程写真	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
千代田区三番町計画について 擁壁工事について 施工計画案	事業スケジュール、施工計画案	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
事業者からのメール（2024年8月22日）	担当者の氏名、メールアドレス及び携帯電話番号	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	メール本文の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	打合せ議事録の担当者の名字	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	打合せ議事録の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

公文書の件名、開示しない部分、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

対象公文書	不開示部分	根拠	不開示理由
事業者とのメール（2024年8月30日）	担当者の氏名及びメールアドレス	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	都職員のメールアドレス	東京都情報公開条例第7条第6号	都の内部管理情報であり、公にすることにより、当該部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	メール本文の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	打合せ議事録の担当者の名字	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	打合せ議事録の内容、図面等	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
打合せ議事メモ（12月11日）	担当者の名字及び携帯電話番号	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	議事の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
切土補強土工法検討書	検討書の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者の施工方法等に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

公文書の件名、開示しない部分、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

対象公文書	不開示部分	根拠	不開示理由
(仮称)千代田三番町計画【既存擁壁用ボーリング調査】報告書	報告書の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者の調査方法等に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
打合せ議事メモ（1月8日）	担当者の名字	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	議事の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
平面図・断面図	図面	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者の施工内容等に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
事業者へのメール（2025年1月10日）	担当者の氏名	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	都職員のメールアドレス	東京都情報公開条例第7条第6号	都の内部管理情報であり、公にすることにより、当該部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	メール本文の内容、（仮称）千代田区三番町計画擁壁工事計画書に関する確認事項	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

公文書の件名、開示しない部分、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

対象公文書	不開示部分	根拠	不開示理由
事業者からのメール（2025年1月20日）	担当者の氏名、携帯電話番号及びメールアドレス	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	都職員のメールアドレス	東京都情報公開条例第7条第6号	都の内部管理情報であり、公にすることにより、当該部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	メール本文の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
（仮称）千代田三番町計画擁壁工事 計算書に関する確認事項	確認事項の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との施工内容の調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
切土補強土工法検討書	事業者名及び検討書の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	公になっていない事業者名や事業者の検討内容等に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
打合せ議事メモ（9月11日）	担当者の名字	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。
	議事の内容	東京都情報公開条例第7条第3号及び東京都情報公開条例第7条第6号	事業者との調整に関する情報であって、公にすることにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該法人等との信頼関係を損ない、適切な事前調整が行われなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）	民地から撮影した写真	東京都情報公開条例第7条第6号	民地から撮影した写真を公にすることにより、当該土地建物所有者等との信頼関係を損ない、事業協力を得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。